

【別紙 1】 ホームページ「竹島古地図コレクション」の概要

1. ホームページ制作の概要

公益財団法人日本国際問題研究所では、平成 30（2018）年度から、島根大学法文学部の船杉力修准教授に、竹島の古地図の研究のため、受託研究を依頼して、調査研究を実施している。平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までは、主に戦後の国内外の竹島の公的地図について、悉皆的に調査を実施し、その成果として、戦後の竹島の古地図のうち、特に重要な地図を紹介したホームページ「竹島古地図コレクション」を制作し、このたび公開することとなった。

※平成 30（2018）年度「竹島に関する古地図のデータベースの構築及び報告書の提出」
令和元（2019）～令和 3（2021）年度：「古地図からみた竹島の地理学的研究」

2. ホームページへ掲載する古地図について

- ・戦後のわが国の国土地理院発行の地図のうち 19 点（国土地理院所蔵）
 - ・戦後の米国製航空図のうち 14 点（米国国立公文書館所蔵）
- 合計 33 点
- ・今後随時、ホームページへ掲載する古地図の点数を増やす予定である。

3. ホームページ「竹島古地図コレクション」の意義

1) 竹島の記載された古地図を紹介するホームページを制作、公開するのは初めてのことであり、いずれの地図も政府機関が発行した公的地図であり、竹島がわが国固有の領土であることを示す重要な資料である。

2) まず、わが国の地図のうち、戦後の国土地理院（一部、前身の地理調査所発行を含む）発行の地図で、竹島周辺を記した地図 83 点のうち、重要な地図 19 点を掲載した。戦後では、昭和 30（1955）年 10 月発行の 200 万分 1「日本主部」で、竹島と鬱陵島の間に国境線を引いており、竹島を日本領としている。昭和 28（1953）年 12 月に返還された奄美群島も日本領としていることから、1951 年 9 月調印、1952 年 4 月発効のサンフランシスコ平和条約の内容を反映していると考えられる。以後、わが国の小縮尺の地図で竹島は日本領と記載されている。

また、測量に基づき作製された、大縮尺図 2 万 5000 分 1 地形図では、昭和 48（1973）年 4 月発行の「西村」で、250 万分 1 の位置図に竹島が島根県五箇村として記載され、平成 19（2007）年 12 月発行では、衛星測量により竹島の 2 万 5000 分 1 地形図が初めて発行され、平成 29（2017）年 4 月発行では、新たに島の地名が記載された。これらの地図は今回ホームページ上では初公開となる。

韓国側では、「わが国では神代の昔から一九七五年まで、公的地図には竹島を日本領として記していない」という主張がみられるが、悉皆調査の結果、わが国では、領土の範囲が確定していなかった戦後の占領期を除けば、平和条約発効後、現在に至るまで、竹島は日本領として記載されており、韓国側の主張に対して反論することができた。

3) 米国製航空図については、米国国立公文書館所蔵の戦後の米国製航空図で、竹島周辺を記した 60 点のうち、重要な地図 14 点を掲載した。いずれも竹島を日本領と記載している。このうち、1954、55、57、58 年などの航空図は、すでに発表しているように、

竹島と鬱陵島との間に点線が引かれ、鬱陵島の側には'KOREA'、竹島の側には'JAPAN'と記しており、当時米国政府が竹島を日本領と認識していたことが確認できる。1951年9月調印、1952年4月発効のサンフランシスコ平和条約、さらには同平和条約を補完する1951年8月のラスク書簡の内容を補強するものである。これらの航空図も今回ホームページ上では初公開となる。

- 4) 韓国側では、例えば、政府機関である東北アジア歴史財団による「東北亜歴史ネット」のなかの「独島・東海関連古地図」（日本語版）で古地図 200 点、韓国・慶尚北道の独島財団（理事長：慶尚北道知事）のホームページのうち古地図（韓国語版）で 14 点、同（日本語版）で 12 点、韓国の民間組織独島本部のホームページのうち独島古地図（韓国語版）で 119 点（ただし現在古地図は閲覧できず）などにおいて、竹島の領有権根拠の一つとして、朝鮮・日本・西洋の古地図がすでに公開されているが、これまでわが国では、島根県の竹島問題研究会以外で、韓国側の官民一体による竹島の領有権主張のうち、古地図についての主張に対して、きちんと反論してこなかった。ただし、これらの韓国側のホームページでは、いずれも公的地図、民間地図の古地図が混ぜこぜに掲載されており、また現在の鬱陵島や鬱陵島の東隣の竹島（日本名竹嶼）を示す地図も掲載されており、いずれも国際法上領有権の明確な根拠にならず、ほとんど意味をなさないといえる。

※本概略は、執筆者の個人的見解であり、日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。